

令和5年度第12回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年3月18日(月)午前9時30分～午前10時45分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中20名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、小野 基之、
海地 博志、賀屋 忠之、神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、
中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、
安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(4名)

伊藤 三枝子、伊藤 良一、片山 潤之、徳田 文雄

(3)事務局

岸本局長・森原参事・浅原副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和5年度第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席20名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

長尾 誠大(ながお まさひろ) 委員 及び、

山根 伊都子(やまね いつこ) 委員 をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和5年度第11回総会、農地法第5条の議案第37号及び議案第38号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

議案第1号、令和5年度第11回総会農地法第5条議案第37号、小郡下郷、用途区域内の第3種農地に自己用住宅を建築するものです。

この事案につきましては、計画図面の変更が必要となり総会審査に必要な資料の提出が間に合わないため審議保留としておりましたが、この度、資料が提出されました。

議案第2号、令和5年度第11回総会農地法第5条議案第38号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、貸資材置場を整備するものです。

この事案につきましては、借り受け人から事業計画が提出されず、また、事業区域内の法定外公共物の取り扱いに関する協議ができていないということで、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があるとして審議保留としておりましたが、この度、事業計画が提出され、法定外公共物の取り扱いについての協議が完了したことを確認できました。

記載された内容が審査基準に適合していることが確認でき、また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでしたので総会に諮るものです。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

全員挙手と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、全て「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案3ページをお開きください。合わせて、参考位置図3ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第3号、大内問田二丁目、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は43アールとなります。

議案第4号、宮野下、有償移転です。

申請人は、宇部及び防府市内に居住する者です。

取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第5号、陶、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は37アールとなります。

議案第6号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は7アールとなります。

議案第7号、名田島、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は125アールとなります。

議案第8号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は81アールとなります。

議案第9号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は235アールとなります。

議案第10号、佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は6アールとなります。

議案第11号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は5,336アールとなります。

議案第12号、徳地堀、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は35アールとなります。

議案第13号、徳地船路、交換移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は57アールとなります。

議案第14号、徳地船路、交換移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は47アールとなります。

議案第15号、徳地島地、有償移転です。
申請人は、周南市内に居住する者です。
取得後の経営規模は147アールとなります。

議案第16号、阿東徳佐上、有償移転です。
申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は51アールとなります。

議案第17号、阿東徳佐上、有償移転です。
申請人は、農地所有適格法人株式会社十種の郷の構成員であり、現在、当該法人が耕作している農地を取得するものです。

この事案の農地は、法人に収益権が設定されている農地ですが、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は510アールとなります。

議案第18号、阿東徳佐上、無償移転です。
申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は7,124アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び

現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第11号、第18号についてですが、…委員及び…委員が利害関係人になりますので、委員には一度退出いただきます。先に議案第11号の審議をお願いいたします。

(事務局の誘導により…委員退席)

会長

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、以上で議案第11号に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第11号については、「許可」といたします。それでは議案第18号の議案の審議に移ります。

(事務局の誘導により…委員入場、…委員退場)

会長

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

ご意見がないようでしたら、以上で議案第18号に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました議案第18号については、「許可」といたします。それでは議案第11号、18号以外の議案の審議に移ります。

(事務局の誘導により賀屋委員入場)

会長

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

議案第5号、陶の3条ですが、大内の方が耕作されるという形になっていますが、ちょっと面積が広いのですが、陶の方に農業機械など置けるような場所があって耕作されていくのでしょうか。

B委員

位置図の5ページが対象地になりますが、その間に申請者の家があります。昨年、新しく建てられたところで、申請者の家族が住まれると聞いています。

対象農地については、管理されており荒れてはいません。ここに果樹を植えて営農されるということで現地確認も行いましたが、申請内容は問題ないという結論になっています。その他の補足については、事務局の方をお願いします。

事務局

それでは補足をさせていただきます。

営農計画書を見ますと、イチジクを栽培するとなっており、ご本人と母親とで栽培していくとなっております。農機具につきましては、自宅の倉庫に保管するとなっております。

A委員

よく分かりました。ありがとうございます。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案15ページをお開きください。合わせて、参考位置図17ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第19号、大内長野、用途地域内の第3種農地に商業施設用地を造成するものです。なおこの議案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、北部地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案16ページをお開きください。合わせて、参考位置図18ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第20号、大内御堀、集団的に存在する第1種農地に、駐車場を整備するものです。

なお、この事案は第1種農地を転用しようとするものですが、学校教育法に規定する施設に該当するものであり、公共性が高いと認められる事業の用に供するものとして、農地法施行規則第37条第1号に該当することから、許可の対象となるものです。

議案第21号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第22号、大内問田二丁目、用途地域内の第3種農地に、共同住宅を建築するものです。

議案第23号、折本一丁目、用途地域内の第3種農地に、車両置場を整備するものです。

議案第24号、吉敷中東三丁目、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第25号、黒川、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第27号、朝田、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事務所の新設と資材置場の拡張を行うものです。

議案第28号、陶、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地で、進入路の拡幅をするものです。

議案第29号、陶、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

なお、この事案につきましては、土地利用計画図の実現性に問題があるため、川東地区協議会で審議保留となったものです。

議案第30号、陶、公共移設に比較的近い距離にある第2種農地に、自己用住宅を建築するものです。

なお、申請地は、令和5年3月に農地法の許可を得ることなく、敷地として整備されているものですが、川東地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議案第31号、秋穂東、公共施設から近距離に位置する第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、秋穂東、公共施設から近距離に位置する第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場と地域活動用広場を整備するものです。

議案第34号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第35号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、新幹線耐震補強工事用の仮設ヤードを設置するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和9年3月31日までに、原状回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第36号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第37号、阿知須、公共施設に比較的近い距離にある第2種農地に、共同住宅を建築するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、議案第29号を除き、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

(意見があれば、該当地区協議会の委員説明)

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。議案第29号を除き、すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第20号、議案第31号、議案第33号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。合わせて、参考位置図35ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第38号 江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、車両待避所を設置するものです。

この事案につきましては、令和4年6月20日付で、車両待避所として、農地法第4条に基づく許可を受けましたが、地域内の法定外公共物工事の急増により令和5年度分の交付金が不足したことから、令和6年度に工事を行うため工事期間の延長を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、川西地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。事業計画の変更を「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案30ページをお開きください。

議案第39号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計1,454筆 2,504,799㎡でございます。

なお、今月はこのうち13筆 24,991㎡の所有権移転申請がございます。

詳細は議案の31から33ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計193筆 323,511㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

B委員

今月は配分計画出ていますが、最近少ないのではないかと思います。いい事業があるのに減ってきているのは、制度上の問題があるのではないかと考えます。この辺りについて、運営委員会の場で協議して、山口市農業委員会としても意見を出した方がいいのではないかと思います。

事務局

この度も1,454筆の利用集積がある中で、中間管理機構を通じた転貸が193筆ということで、それが少ないのではないかと、というご指摘と捉えてよろしいでしょうか。

B委員

制度が出来てから今までの実績がある中で、こういう風に減少するのは問題あるのではないかとことです。

事務局

これまでもいろいろな機会をとらえご説明してきましたが、令和7年には地域計画が新たに始まっていきますが、いまは相対契約という形で行ってきた利用集積が、相対の形を

残しつつ、そこに中間管理機構が入るということで、形で言えば、機構を使った集積の割合が更新を迎えるたびに変わっていくものと考えています。

それで、利用集積と配分計画で更新時期のずれなども考えられ、この度は年度替わりの時期ということで、利用集積は更新分含め数が多くなっており、配分計画は若干少ないということも念頭に置きながら、これからの地域計画ではこういった形で出てくるか推移を見守っていく状況にあると考えています。

B委員

だから問題なんじゃないでしょうか。こういうものは便利だったら、右肩下がりにならないはずだと思います。時期のずれはあっても、当初から見ると減少している。

7年度から地域計画が始まるけれど、こういう制度を使わないといけないこと自体が問題ではないかということが言いたい。便利な制度だからみんな利用している、よって残り少ない人も全部利用してください、という状況はいいと思うのですが、少ししか利用しないということが問題で、少ししか利用されない制度を通さないといけないということがおかしいのではないかと問題提起した次第です。

だから、これから利用する人が増えるような仕組みにしていける必要があって、これから相対から中間管理機構を通すものどうしたら使っていくのか、運営委員会などで考えてもらって意見を上げてはどうかと提起したのです。

C委員

この間、二島地区の地域計画を作るための会議があったのですが、その場に中間管理機構の方も来ていましたので、その場でも利用集積計画がそのような形になるという説明がありました。そこで、ほ場整備にかかるような場所ならいざ知らず、そうじゃないところではうまくいくものなのか、とかなり意見を出しました。今後、地域計画に関わる会議などの場で委員の方からでも中間管理機構のお尻を叩くような発言をしてもらえたらと思います。

B委員

この場で結論の出る話でもないのに・・・委員さんが言われるように地域計画の会議の場などで意見を出してもらえたらと思います。

会長

市農業振興課などにも話を聞いてみて検討してみたいと思いますので、…委員の意見はお聞きしときます。

会長

他に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

会長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、非農地通知についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

別冊でお配りしております、議案第41号の資料を御覧ください。

このたびは、仁保上郷、仁保中郷、仁保下郷、筆数は121筆、122,436㎡です。

資料1ページに全体の位置を、3ページから5ページに該当農地の筆別詳細を掲載しており、7ページ以降が各対象地の航空写真及び現況写真です。

いずれの農地も山林化が進み、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、農地法第2条に定める「農地」に該当しない旨の通知を送ることについてお諮りするものです。

御審議よろしくをお願いします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

D委員

資料を見てみると、荒れていると言えば荒れてますが、隣が農地であるところがあります。台帳から落としていく際には農家の意向は確認するものなのではないでしょうか。ここは残してほしいとか、ここは落としてほしいとか。地域で相談を受けたときのために、どういう取り扱いになっているのか参考までに聞いておきたいのですが。

E委員

仁保の件ですが、3分の2ぐらいは私がいままで農地を調査したところになります。10年以上前から荒廃しているということで、事務局の方から意向調査してもらったりしたところでは。

ところによっては飼料作物やられていたが、畜産を止められ十数年経って竹やぶになったとか、水路のそばで畑、田では利用しにくいとかで竹やぶになっているとか、昭和の時代の水害で潰れてしまったところなど、他の場所も大体同じような状況で、回復の見込みのないところになっています。

D委員

誤解のないように言いますが、これらを落とすことをどうこう言うのではなくて、今後の農家への対応についてとか基準とかを聞いてみたいのです。

事務局

これらのものは、令和2年から取り掛かっており、現地調査は完了しているところです。非農地判断したものは、基本的に山林化したものがほとんどとなっています。

この後、皆さんより賛成いただきましたら、落とすことについて所有者に確認を行います。そこでまだ農地として使用する意向を示されれば、台帳から落とすことはいたしません。また、通知を送った後に台帳から落とす処理を行います。

E委員

農地から外した場合、この地目は何に変わるのでしょうか。

事務局

それは法務局の判断によると思います。

基本、山であれば山林でしょうし、あとは原野などが考えられ、宅地、雑種地になる案件は想定していません。

会長

他に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました非農地通知を送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、非農地通知については送付することとします。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。合わせて、参考位置図36ページを御覧ください。

議案第42号、川東地区です。

登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているため、本日の総会にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。現況証明を発行することに賛成する農

業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明については、発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。3月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

B委員

農林水産省が出している農地ナビのことなのですが、今まであった地番が次見たときにはなくなっていることがあり、あった情報がなくなっているということが見受けられ、困ることがあります。

こういうことは個人的に言っていくより、農業委員会を通じて言っていく方がいいように感じますが。

事務局

そういう事象が起こるということなので、確認しておきます。

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和5年度第12回山口市農業委員会総会議事録である。

令和6年3月18日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 長尾 誠大

署名委員 山根 伊都子

記 録 者 浅原 紀彦